



平成21年11月26日

各位

会社名 旭硝子株式会社
代表者名 代表取締役社長執行役員 石村和彦
(コード番号 5201 東証第1部)
問合せ先 広報・IR室長 上田敏裕
(TEL. 03-3218-5509)

2012年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債及び
2014年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債の発行総額等
の確定に関するお知らせ

当社が2009年11月25日の取締役会決議により発行することとし、その後、同日に発行条件等を決定いたしました2012年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債及び2014年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債の発行総額等が確定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

・2012年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債(以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。)

1. 社債の総額

500億円及び代替新株予約権付社債券に係る本社債の額面金額合計額を合計した額

2. 発行する新株予約権の総数

10,000個及び代替新株予約権付社債券に係る本社債の額面金額合計額を500万円で除した個数の合計数

【ご参考】

1. 発行決議日

2009年11月25日

2. 条件決定日

2009年11月25日

3. 払込期日及び発行日

2009年12月14日(ロンドン時間)

4. 当社は、幹事引受会社に対し、本社債額面金額合計額50億円を上限として追加的に本新株予約権付社債を買い取る権利を付与しておりましたところ、本社債額面金額合計額50億円全額につきかかる権利を行使する旨の通知を受領しましたので、これにより発行総額等が上記のとおり確定いたしました。

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集は行われません。

・2014年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債（以下「新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。）

1. 社債の総額

500億円及び代替新株予約権付社債券に係る本社債の額面金額合計額を合計した額

2. 発行する新株予約権の総数

10,000個及び代替新株予約権付社債券に係る本社債の額面金額合計額を500万円で除した個数の合計数

【ご 参 考】

1. 発行決議日

2009年11月25日

2. 条件決定日

2009年11月25日

3. 払込期日及び発行日

2009年12月14日（ロンドン時間）

4. 当社は、幹事引受会社に対し、本社債額面金額合計額50億円を上限として追加的に本新株予約権付社債を買い取る権利を付与しておりましたところ、本社債額面金額合計額50億円全額につきかかる権利を行使する旨の通知を受領しましたので、これにより発行総額等が上記のとおり確定いたしました。

今回のファイナンスを実施することによる、2009年11月26日現在の発行済株式総数に対する潜在株式数の比率は7.59%になる見込みです。

（注）潜在株式数の比率は、今回発行する上記 . 及び . の新株予約権付社債に係る新株予約権がすべて当初転換価額で行使された場合に、新たに発行される株式数を直近の発行済株式総数で除した数値であります。

以 上

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集は行われません。